

令和 5 年度

# 登別市定期監査報告書

登別市監査委員

登 監 第 1 6 5 号  
令和6年1月31日

登 別 市 長 小笠原 春 一 様  
登 別 市 議 会 議 長 辻 弘 之 様  
登 別 市 教 育 委 員 会 教 育 長 安 宅 錦 也 様  
登 別 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 和 田 卓 士 様  
登 別 市 農 業 委 員 会 会 長 山 下 篤 様

登別市監査委員 佐藤 紀 清  
登別市監査委員 工藤 俱二雄

令和5年度定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

なお、監査の実施に当たっては、登別市監査基準に準拠した。

# 定期監査報告書

## 1 監査の期間

令和5年9月15日から令和6年1月26日まで

## 2 監査の対象部局

総務部、市民生活部、保健福祉部、観光経済部、都市整備部、会計室、教育委員会、消防本部・署、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

## 3 監査の範囲

令和4年10月1日から令和5年3月31日までに執行された財務に関する事務（出納整理期間を含む）及び令和4年度執行分の給付等事務、契約等事務、財産管理事務（必要に応じて他の年度の執行分も一部対象とした）。

## 4 監査の方法

財務に関する事務、給付等事務、契約等事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が法令に適合し、正確で、予算に基づき適正に執行されているかを主眼とし、実施にあたってはあらかじめ資料の提出を求めるとともに、その中から抽出により検査及び現地監査を実施して、関係職員から内容について説明を受けた。

抽出した関係書類及び現地監査施設は別表1から4のとおり。

別表 1

## 給付等事務 (抽出)

対象部局	事業名
保健福祉部	特定教育・保育施設等給付費
観光経済部	原油価格・物価高騰対策等サポート給付金給付事業
教育委員会	要保護・準要保護就学援助費(小・中学校)

別表 2

## 業務委託契約・物品売買契約等 (抽出)

対象部局	契約名	契約業者
総務部	公用車管理システム導入委託業務	株式会社ワシザワ商事
	ふるさと納税支援業務委託	株式会社さとふる
	「楽天市場」特別出店契約	楽天株式会社
	業務委託契約	株式会社 i m m u e
市民生活部	窓口業務支援システム導入委託	株式会社北見コンピューター・ビジネス
	窓口受付番号発券システム導入委託	株式会社ワシザワ商事
	登別市葬斎場中間改修(3号炉主燃焼炉セラミック部分張替、3号・胞衣炉男バーナー部品取替、バグフィルターろ布取替、オイルギャポンプ取替)	株式会社炉研 札幌支店
	地方税等クレジット収納業務委託契約	株式会社エフレジ
保健福祉部	新型コロナワクチン接種に関するコールセンター業務委託	株式会社エスプール
	登別市認知症初期集中支援推進事業業務委託	医療法人社団千寿会
観光経済部	(仮称) 登別市情報発信拠点施設室内装飾型備品等整備業務委託	株式会社 ニトリ
	外国人観光客のぼりべつ旅マエキャンペーン事業業務委託	外国人観光客のぼりべつ旅マエキャンペーン事業コンソーシアム
	登別市企業研修型ワーケーション構築事業業務委託	登別市企業研修型ワーケーション構築事業共同企業体 地域リノベーション協同組合

	低速電動バス	株式会社シンクトゥギャザー
都市整備部	登別駅周辺地区バリアフリー基本構想策定業務委託	日本データサービス株式会社
	登別温泉浄水場配水区域再構築計画策定業務委託	株式会社N J S 札幌事務所
	ロータリー除雪車	コマツカスタマーサポート株式会社 北海道カンパニー
会計室	①ニッサン AD バン (室蘭 400 き 2640) ②ニッサン AD バン (室蘭 400 き 9053)	川田自動車工業株式会社
教育委員会	学校給食用物資	株式会社アオキ 外 18 社

別表 3 工事契約等 (抽出)

対象部局	施設名等	契約業者
総務部	旧登別東町教職員住宅除却(2階建)工事	株式会社ビケンワーク
	登別市本庁舎建設基本設計・実施設計等業務委託	株式会社アトリエブंक
市民生活部	クリンクルセンター焼却処理施設改修工事	日鉄環境エネルギーソリューション株式会社
都市整備部	千代の台団地2号棟建替(建築主体)工事	遠田建設株式会社
	千代の台団3・4号棟建替(建築主体)工事	和田・木島特別共同企業体
	千代の台団2・3・4号棟建替(電気設備)工事	株式会社吉野電気商会
	千代の台団2・3・4号棟建替(機械設備)工事	株式会社管工設備
	富岸63号線改良工事	株式会社カナザワ
	富岸公園遊戯施設改築工事	株式会社宮武建設
教育委員会	旧登別東町教職員住宅除却(平家建)工事	有限会社柳重機
消防本部	消防本部新庁舎建設(1工区建築主体)工事	和田・藤川特別共同企業体
	消防本部新庁舎建設(2工区建築主体)工事	遠田・内池特別共同企業体
	消防本部新庁舎建設(空調設備)工事	オール設備株式会社
	消防本部新庁舎建設(給排水衛生設備)工事	オール設備株式会社
	消防本部新庁舎建設(強電)工事	株式会社末永電気工事

	消防本部新庁舎建設（弱電）工事	株式会社吉野電気商会
	消防本部新庁舎建設工事監理委託	株式会社創建社

別表 4 **現地監査（抽出）**

対象部局	施設名等	実施日
市民生活部 保健福祉部	泉和園・泉和園内児童室	令和5年11月20日
消防本部	消防本部新庁舎	令和5年11月20日

## 5 監査の結果

監査対象事務事業の執行については、全体を通じておおむね適正に処理されていると認められたが、一部において是正、改善等が必要な指摘事項があった。

監査の際にみられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査の過程において担当グループに対し指導を行った。

特に改善を要するものについては、主管部署のみに関わるものは主管部署で調査検討のうえ改善し、全部署に関わるものについては、しかるべき部署が全部署に改善を指示するなどの措置を講じるとともに、業務の遂行にあたっては、各グループ等の管理監督者が根拠となる関係法令などを確認し、適切な方法で事務処理するよう望むものである。

なお、定期監査に限らず、監査において指摘した事項については、早急に対応されたい。

各部署における監査の内容及び意見は、次のとおりである。

### (1) 収入事務

#### 領収書（登別市財務会計規則第51条）に関する事務について

【全庁】

領収書については、記載方法や誤記抹消の方法、領収印の押印方法、領収した現金の扱い方などについて、不適切な事例が見られた。

これらについては、これまでも定期監査において指摘してきたが、前回の定期監査の改善措置として、会計において領収書の点検を実施することとなった。この点

検は、登別市財務会計規則やマニュアル等に則した取り扱いがなされるためには有効な措置であると考えられるため、早急に確認体制を整え、定期的に実施されたい。

また、領収書の使用方法について、基本的な取り扱いに関して統一した取り決めがないため、領収した現金も含め、領収書の管理方法、使用方法、引き継ぎ方法など、部署によって取り扱いが異なっており、事務が複雑となり誤りを招きかねないと考えられる。

領収書は、現金受領のための重要な書類であることから、職員が適正に取り扱う必要があり、そのためには一連の取り扱い方法について、統一したマニュアル等を作成して運用するなど、改善に向けた取組を望むものである。

## (2) 支出事務

### 支出負担行為に関する事務について

【全庁】

支出負担行為書について、登別市事務決裁規程の別表第1通則の4及び5により、決裁区分を総括主幹の専決としているが、添付書類で「支出負担行為の内容を明らかにした文書」に不足があるものが多数見受けられた。

支出負担行為書については、登別市財務会計規則や登別市事務決裁規程により必要な書類及び決裁区分をよく確認し、適正な事務の執行に努められたい。

### 支出負担行為兼支出命令書に関する事務について

【全庁】

支出負担行為兼支出命令書は、支出負担行為書の決裁を兼ねているが、歳出の所属年度区分は、地方自治法施行令第143条に定められているとおりである。

旧年度予算からの支出として、起案日のみ旧年度の日付で起案されているが、決裁を了したのが新年度の日付になっているものや、決裁自体が新年度の所属職員で行っているものが多数見受けられた。

特に年度末における支出事務に関しては、事務手続きも含め、所属年度区分の確認に細心の注意を払い、適正な事務を執行することを望む。

### 公共料金口座自動振替払について

【全庁】

公共料金口座自動振替払については、例外的な支出方法である資金前渡による事務であることから、運用、管理を厳格に行う必要があるものとする。しかし、一連の処理の中で予算の目的外利用や会計年度誤りとなった事例が見受けられた。

また、制度上、精査すべき点も見受けられることから、一連の事務の流れについて、再度調査、検討の上、適正に事務が執行されるよう望むものである。

### (3) 給付等事務

【保健福祉部・観光経済部・教育委員会】

抽出により監査した給付等に関する事務については、支給の可否及び額の決定などについて関係書類、その他必要な書類を対象に検査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

### (4) 契約等事務

【全庁】

契約等に関する事務については、契約の方法、締結などが関係法令などに基づき適正に行われているかについて、入札書、契約書、検査調書、その他関係書類の検査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

#### 地方税等クレジット収納業務委託契約について

【市民生活部】

随意契約により契約を締結しているが、随意契約の理由が明確でない、また、契約後の事務処理に一部不備が見られた。

契約事務に際しては、各種法令、規則等に則り、適正な事務が執行されることを望むものである。

### (5) 財産管理事務

公有財産等調書、行政財産使用許可調書、物品購入契約等調書、郵便切手受払簿の管理状況について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

#### 市公用車売買契約について

【会計室】

不用の決定をした公用車2台を売却するにあたり、参考見積もりを徴した3社のうち、最も高額であった業者と随意契約を行ったものであるが、売却における事務執行の手順に不適當な点が見られた。

売却する物品によっては、広く一般に買い手を求める方法を採用した方が、契約の公正性や価格の有利性をより担保できるものと考えられるため、物品の処分に当たっては、適切な方法により行うことを望むものである。



## 備品管理について

【全庁】

備品については、各課において物品管理者の下、適正に管理する必要があるが、今後、消防新庁舎への移転や市役所新庁舎への移転、学校の統廃合などが予定されていることから、これらを見据え、改めて全庁的に備品を精査し、適正な管理と処分を行うことを望むものである。

## (6) 現地監査

【消防本部】

《消防本部新庁舎》

令和5年11月20日に現地において担当から説明を受け、施工状況等適正であると認められた。今後においても、令和7年度の供用開始に向け、工事及び移転準備を計画的に進めることを望むものである。

【市民生活部、保健福祉部】

《泉和園・泉和園内児童室》

令和5年11月20日に現地において担当から説明を受け、施工状況等適正であり、コミュニティーセンター及び児童室として施設が十分に活用されるものと認められた。

## (7) その他の事務

### 財務会計に関する研修について

前回の定期監査において、是正・改善措置として財務会計に関する実務的な研修を実施する旨の報告があったが、令和5年度の定期監査開始後の11月に一度実施されたのみであった。

当該研修は、実務担当者が財務会計事務に関する基礎的な理解を深めるのに効果的なものであったと考えられるが、一度の研修で可能な範囲は限られていることから、今後も内容や対象者を変えながら、継続的に実施することを望むものである。

### その他

各部署において、法令に反するなど不適切な事務を発見した際は、どのように対処するかという点も含めて監査において重要であることから、今後は監査の指摘を待つのではなく、例月出納検査等において、報告することを望むものである。